

次第でございます。私もその一人に加わりまして、愛媛県その他の地帶を実地に調査をしたのであります。が、実に行つて見ますとどうしても何かの法案を作りまして、それらの農民に対して国家が大いに援助せなければならぬということを強く感じたのであります。幸いにこの法案が出来ましてここに大体の基礎が作り上げられましたことは、誠にこういうよろな事態に対しまして喜ばしい次第であります。先ほども各委員から申しましたように、どうしてこの法案ができましたならば、これに対する政府は大いなる熱意を以て予算の措置をとりましてこの目的のために努力せられんことを希望いたしまして私の賛成の討論といたします。

○岡村文四郎君 私は本案に対しても双手を挙げて賛成をするものでござります。

そこで問題は実施が非常に面倒であります。今まで再三再四申し上げておりますが、十條の二号のごときはこれをどうしてやるか、これが段々畠の百姓の一番の悩みでございますが、その問題が解決をするなれば非常にいいことになると思いますが、問題は実施期間が五年になつております。そこで五年になつておりますが、議員提案で通過いたしますし、やつてやれることはないのでございますが、やはり五年は五年として仕事をしなければならんと思うのであります。が、議員提案で通過いたしましても、仕事を計画し実施をするのは農林省でござります。そこで十分に不公平のないように、本当の段々畠の山間の僻地には実は人がおりません、その方面から出でる政治家はおりましょですが、殆んどそこまで目が届く政治

家がおりませんために非常に不幸を見ておりますから、この点はこの法律に限つては十分に役所のほうで気をつけなければならんと思いますといふこと、四号のこの農畜産物の加工とか販売といらうようなものは五年の計画でこれを計画してやることは私は到底無理だと思います。そこでどうすればいいかなという案は結構ありますしあが、五年の計画でこれを立てるということは全く今までほんべでやつておりましてしくじりをいたしておりますから、これを若し実施に移す時分には最大の注意をし、最大の案を立つて実施をしてもらわんと後日非常に困ることになると思いますが、五年でございまさですから、又これを十年延すことでもうできないことはございません。併しながら法律に一旦五年と書いてた以上はやっぱり五年でその仕事はするつもりでやらなければならんと思いまますから、その点に万全の注意と用意をいたして実施してもらいますことを希望いたしまして賛成いたします。

を願います。なお多数意見者の御署名を願います。

ういう小麦を生産しても別に得も損もないのですから作る方面では熱心になつておらんのであります。一例を申上げますとパンにいたしまして、あのパンの上から下までずっと割り得るようなものの生産をするものに恩典を與える方策を講ずるのでない種ばかり言つておつたのは非常にうまくないと思いますので、この点はどうお考えになつておるか、提案者に一度お聞きしたいと思います。

てませんが、坂田議員が生命を賭して育て上げた日本にはいもどいうものがござります。そこで御承知のように大事な馬鈴薯が非常に病気にかかり易くて、成るほど政府もその措置を講じてやつてはおりますが、その防除をしてさえも病気が出ております。そこで今後穀物さえよければいいはどうでもいいという考え方ではならないと思いますが、どういうふうに一体お考えになつておるか。昨年辺りの種馬鈴薯の買方は非常に遺憾な点がございました。これは國家の管理がないからさようなことになつておると思うのでございますが、そこで優良種子を出しましてもそれらのために非常に迷惑をこうむつております。今本州では馬鈴薯の栽培時期に向つておりますが、早やそういう病気が出ておるということを発見をし理由を申立てておるのでござますが、これは非常に重要な問題だと思いますが、育て親の坂田さんはこれを一体どうお考えになつておるか、一応お聞きしたいと思います。

を願います。なお多数意見者の御署名
を願います。

けなければならんと思ひますという
こと、四号のこの農畜産物の加工とか
販売といふようなものは五年の計画で
これを計画してやることは私は到底無
理だと思います。そこでどうすればい
いかなといふ案は結構ありますよう
が、五年の計画でこれを立てるといふ
ことは全く今までほうへくでやつて
おりましてしきじりをいたしております
するから、これを若し実施に移す時分
には最大の注意をし、最大の案を立つ
て実施をしてもらわんと後日非常に困
ることになると思いますが、五年でござ
いますから、又これを十年延すこと
もそうできないことはございませ
ん。併しながら法律に一旦五年と書い
た以上はやっぱり五年でその仕事はす
るつもりでやらなければならんと思ひ
ますから、その点に万全の注意と用意
をいたして実施してもらいますことを
希望いたしまして賛成いたします。
○委員長(羽生三七君) 他に御発言が
なければ討論は終局したものと認めて
採決をいたしたいと思います。御異議
ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(羽生三七君) それでは急傾
斜地帯農業振興臨時措置法案の採決を行ひます。本案を原案通り可決するこ
とに賛成のかたの御起立を願ひます。
〔賛成者起立〕
○委員長(羽生三七君) 全会一致でござ
います。従つて本案は原案通り可決
するものと決定いたしました。
なお本会議における委員長報告の内
容等は從来の慣例によるることを御了承
されまことに御了承
物種子法案を議題に供します。前回
引続いて質疑をお願いいたします。
○岡村文四郎君 本案はこれも議員
出でございまして非常に御熱心にや
ておりますから、各委員から質疑も
ござりますが、この間から各委員から質疑も
り、特に加賀委員がこれはびつこ
と、両足をそろえてほしいという質
も希望もあつたのでございますが、
承知のように種子を選択し、優良種
を生産することはこれは論を待たな
ことでございまして、日本は元来種
に非常に政府が冷淡でございまして、
農業進展には一大支障を來なしてお
ります。そこで優良種子の生産は結構
ございますが、それから生産をされ
ものをそれ相当に価値を付けないと
こればかりやつたんでは如何に種子
よくてもただ数量が多くなるとい
うことだけのものであればそれは百姓
喜ぶでありますようが、そなへばかり
參りません。本当の優良種子という
のは割合に数量は多くならんもので
ります。そこで我が国の農業で現在
常に急を告げるものは小麦だと思
す。小麦でも国内生産でカナダの小
麦に絶対に劣らない小麦を生産すること
も決して不可能ではございません。
しながら今までのようない買方では
岡村文四郎 島村 軍次 三橋八次郎
加賀 操 三浦 長雄
滝井治三郎 宮本 邦彦
西山 龍七 池田宇右衛門

を申上げますとパンにいたしまして
も、あのパンの上から下までずっと割
り得るようなパンを作るような小麦さ
え作れば日本の食糧は大体それで片が
付くくらいの価値を持つております。
そういうようなものの生産をするもの
に恩典を與える方策を講ずるのでない
と種ばかり言つておつたのは非常に
うまくないと思いますので、この点は
どうお考へになつておるか、提案者に
一度お聞きしたいと思います。

○衆議院議員(坂田英一君) 只今の御質問でありますのが御尤もの御質問だと
思います。我々も今この主要農作物種子
法案の御審議を願つておるのであります
が、もつと根本的に、非常に優良なものを
進んで熱意を持つて作るといふ体制の、その制度と申しますかそぞう
いう体制の方向に予算措置であります
が、すべてを包含してのそういう方向
に是非ともこれは持つて行かなければ
ならんかといふことについては只今お
説の通りだと存じます。ただこの主要
農作物種子法案だけを今そこまで持つ
て行くことには不十分であるといふこ
ともよく存じておるのでありますが、
さればといつてこれを非常にそこまで
徹底したものに仕立て上げまする必
要がありますするけれども、とにかくこ
の問題について制度も何もありませ
ん。この機会において制度を立てて、
そうしてそういう方向に是非とも持つ
て行きたいというふうに我々としても
考えておるわけであります。

○岡村文四郎君 もう一つお伺いいた
しますが、これはこの法律にはござい
ませんが、妻と併せてもう一つ

馬鈴薯が非常に病気にかかり易く、成るほど政府もその措置を講じて、成るほど政府もその措置を講じて、やつてはあります、その防除をしてさえも病気が出でております。そこで今後穀物さんよければいはどうでもいいという考え方ではならないと思いますが、どういうふうに一体お考えになつておるか。昨年辺りの種馬鈴薯の買い方は非常に遺憾な点がございまして。これは國家の管理がないからさようなことになつておると思うのでございますが、そこで優良種子を出しましてもそれらのために非常に迷惑をこうむつております。今本州では馬鈴薯の栽培時期に向つておりますが、早やそろい病気が出でるということを発見をし理由を申立てておるのでございまが、これは非常に重要な問題だと思いますが、育て親の坂田さんはこれを一体どうお考えになつておるか、一応お聞きしたいと思います。

要農作物という考え方、それが米と麦だ、こういうことで実に重要であつたものが、文書の中で退けられるようになつて来ておりますことは現状であります。これはそういうことでは日本の農業が成立しませんし国民の食糧も成り立たんと思いますから、いろいろお話を承わりましたから、今後はもう少し広範囲な主要農作物の種子に対しても提議者も政府も全面的に考慮されるとを希望いたしまして、本案に賛成いたします。

○加賀挽君 私も本案に賛成いたしました。二三希望を申上げておきます。

第一は農作物及び農作物の種苗に対しましては、日本の法律におきましては特許法に含まれております。従つてこれらの方事に携わる人の努力に対する国家の保護というものは法律的にはないわけでありますので、政府において何らかこういう縁の下の力持ち的な仕事をする人に対して手厚い報奨の方法を講じて頂けば、研究者も或是普及者も力強く働くことができるだろうと考えるわけであります。なお種苗の最終的目的はいい生産物を市場に出すということでありますので、政府がやりますこの事業に対しても、できました生産物が最も速かに且つ大量に市場に出廻つて政府の方針が如実に市場に銘柄を早く打ち立てるところができるように特に努力をいたして頂きたい、この二点を希望を申上げまして賛成いたします。

○三橋八次郎君 私もこの法律案の目的というようなことにつきましての案をいたしましては賛成するものでござります。

ただ二、三の要望を申上げます。たゞ、いい種を取つても普及という方面には片手落ちである、その方面的早急なる整備擴充を図つて頂きたい。予算も恐らく十分ではありますまいが、重要な種子の問題でござりまするから、これほどまでも予算をもつと頂きまして、そういうしてこの方面的施設を擴充して頂きたいと思うのでございます。又折角原種としてよい種を確保いたしましても、農家がそれを一向に作つてくれん、配布率が非常に低かつたり又耕作をしてくれないというようなことになりますると、その次の目的となつておりますいわゆる食糧の自給度を向上するというような意味には副わんかと思つてございます。こういうような今後改善擴充して行くべき問題がたくさん残つておるようでございまして、全くこれはよい種を確保すると、いうところまでの骨の法案だと思つうでございますが、速かにこれに肉を付し皮を着せまして、本当に食糧の自給度が向上するというような結果を示すことの一日も早いことを期待いたします。又そういうようなことが一日も早く実現のできるよう、政府のほうでも格段の努力をして頂きたいことを要望いたしますして本案に賛成する者でございます。

本会議における委員長の報告等につきましては従来の慣例によることを御承諾いたします。なお多数意見者の御署名をお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) 本日食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由を開くつもりであります。農林大臣、政務次官が欠席でありますので、次に米穀の政府買入価格の特例に関する法律案、衆議院議員松浦東介君ほか二十三名の提出であります。本案について提案者から提案理由の説明を求めることがあります。

○衆議院議員(坂田英一君) 只今議題と相成りました松浦東介君はか二十二名提出、米穀の政府買入価格の特例に関する法律案に関しまして提案の理由を御説明いたします。

米穀の政府買入価格は、食糧管理法第三條第二項の規定に基づきまして、政令の定めるところにより、生産費及び物価その他の経済事情を参考して定めることと相成つておりますことは御承知の通りであります。

併しながら、この規定に基く政府の買入価格は、諸般の事情により通常供出の始まる時期から相当遅れて決定される実情にありまするので、その価格の決定あるまでの間ににおける供出分に対しましては一応政府の定めました恒

の額を、食管特別会計から農業協同組合等を通じて供出者に支拂い、而し、のちに買入価格が正式に決定いたさむると、この決定された価格が仮支拂額より高い場合においては、その差額は供出の当時に遡つて供出者に加拂いされる仕組に相成つておりますが、この追加支拂額に対しまして特別に利息に相当する額を算して、拂う等の措置は何ら採られていないけであります。

ここにおいて今日までのこのよう行政上の欠陥を是正し、適正な基準従いこの点に関する救済を行ひ必要認めましたので、政府は、買入価格仮の価格との差額に対し一般利息相額を加算して支拂うべきことを法律明らかにし、農家経済の収支の改善資する目的を以ちましてここに本法案を提出した次第であります。

なおこの法律の適用を受ける米穀二十七年度産米よりといたしております。

慎重御審議の上速かに御可決あらることをお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) ちょっとと速をとめて下さ。

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始め下さい。それでは本日はこの程度でございません。

午後二時五十五分散会

四月十九日本委員会に左の事件を付託されました。

一、主要農作物種子法案(案)と
備審査のための付託は三月三十日)

四月十九日本委員会に左の事件を付された。
一、宮城県亘理農業水利事業の国に
に関する請願（第一六四一号）
一、飼料給餉整法制定反対に関する請願（第一六四五号）
一、岩手県営防水ため池築工事費
庫補助増額等に関する請願（第六八五号）
一、家畜生産指定県制度の法制化
に関する請願（第一六五九号）
一、国有林野内牧野の利用規制設定
に関する請願（第一六六〇号）
一、和歌山県紀伊村地内国有林拂
げに関する陳情（第八七四号）
一、森林法改正による林業者負担
経費國庫負担の陳情（第八七五号）
一、地方競馬の民營移管反対に関する陳情（第八九四号）
第一六四二号 昭和二十七年四月
日受理
宮城県亘理農業水利事業の国に
る請願
請願者 宮城県亘理郡荒浜町
菊地喜四郎外十七名
紹介議員 宮田 重文君
宮城県亘理農業水利改良事業は、阿
隈川下流右岸の耕地排水と、常磐線
線の水害防止を目指とする県営事業
であるが、本計画完成によつて米
合せて約二万七千石の增收が見込まれ
ており、しかも農林省の昭和二十六
年度国営農業水利計画地区に採択され
いる地区であるから、国営事業とし
採択の上、昭和二十七年度より実施
られないとの請願。

飼料需給調整法制定反対に関する請願

請願者

岡山市東島田町一ノ五

組長 山上岩二外
十三名

紹介議員 加藤 武徳君

最近国会の一部に於て貿易統制法案を提出され、法案を今次国会に上程準備中と伝えられるが、すでに一般物資の統制撤廻を行ひかつ近く麦類の統制も解除されようとする今日、この法案は時代逆行するばかりでなく銅料の円滑なる流通を阻害し、業者の商権をはく奪する制度であるから、絶対に反対であるとの請願。

本年度より実施予定の有畜農家創設持要綱に係る融資ならびに利子補給維持は、その効果を一層有効にするため、家畜生産指定具制度を設け、指定県に対しても国費による家畜貸付制を実施すること、また有畜農家創設に伴う融資ならびに利子補給対象に、家畜飼育設備等を加えることについて法制化せられたいとの請願。

第八七五号 昭和二十七年四月五日
受理

森林法改正による林業者負担諸経費(国庫負担の陳情)

石川県議会議長 太田 孝三

第一六六〇号 昭和二十七年四月十日受理
国有林野内牧場の利用権設定に関する
請願 請願者 岩手県議会議長 村上

第一六五八号 昭和二十七年四月十
日受理

岩手県官防水ため池築設工事費国庫補助増額等に関する請願
請願者 岩手県議会議長 村上

紹介議員 川村 松助君
順平

第一六五九号 昭和二十七年四月十日受理
家畜生産指定県制度の法制化等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上
紹介議員 順平 川村 松助君

<p>本年度より実施予定の有畜農家創設維持要綱に係る融資ならびに利子補給案は、その効果を一層有効にするため、家畜生産指定県制度を設け、指定県に対しては国費による家畜貸付制を実施すること、また有畜農家創設に伴う融資ならびに利子補給対象に、家畜飼育設備等を加えることについて法制化せられたいとの請願。</p>
<p>第一六六〇号 昭和二十七年四月十日受理</p>
<p>国有林野内牧場の利用権設定に関する請願</p>
<p>請願者 岩手県議会議長 村上順平</p>
<p>紹介議員 川村松助君</p>
<p>岩手県の農業は、地理的環境からして、土地の高度利用ならびに農業経営の安定上、畜産を高度に取り入れた有畜総合経営でなければならないが、これがために三十万四千町歩の牧野を必要とする。しかるに県内牧野の全面的集約化を行つてもなお相当の不足をきたす状況であるから、昭和二十五年度に所轄管区解放から除外された着手やかに地元民に対して利用権を設定せられないとの請願。</p>
<p>第八七四号 昭和二十七年四月五日受理</p>
<p>和歌山県紀伊村地内国有林拂下げに関する陳情</p>
<p>陳情者 和歌山県海草郡紀伊村長 平田重一外一名</p>
<p>和歌山県海草郡紀伊村は米麦農業による純農村であるが、當農の大要素である農用林不足のため、採草地も狹少の</p>
<p>料とする憂慮すべき実情であるから、本村地内の国有林を高度に利用して農業経営の合理化により堅実な農村建設を図りたいから、この際特別許議の上、薪炭にも困難をきたし福わらを燃えさせられたいとの陳情。</p>
<p>第八七五号 昭和二十七年四月五日受理</p>
<p>森林法改正による林業者負担諸経費国庫負担の陳情</p>
<p>陳情者 石川県議会議長 太田孝三</p>
<p>改正森林法は、林政百年の大計を樹立するものとして喜ばしい法律であり、また林業の國家目的達成のため私有権にいちじるしい制約を加えることもやむを得ないことはあるが、法定諸手続、顧、届等のため年々林業者の負担が増え難いところであり、ひいては改正法規の完全実施に障害を招く虞れがあるから、政府は新に林業者の負担となるべき経費の増大したことは、業者のべき諸経費を国庫負担とするよう措置せられたいとの陳情。</p>
<p>第八九四号 昭和二十七年四月八日受理</p>
<p>地方競馬の民営移管反対に関する陳情</p>
<p>陳情者 兵庫県知事 岸田幸雄</p>
<p>一昨年来地方競馬民営移管の問題が台頭し、これの阻止についてはしばしば盡力を願つてきただのであるが、最近いよいよ具体化しようとする情勢にあるが、地方財政に重大な役割を果していいる競馬が民営に移管され、または現行公営競馬の外に、民営の地方競馬に介入するような法案は絶対に成立しないよう取り計られないとの陳情。</p>

第一六六〇号 昭和二十七年四月十 日受理		化せられたいとの請願。	
国有林野内牧場の利用権設定に関する 請願			
請願者 岩手県議会議長 村上順平	紹介議員 川村松助君	陳情者 石川県議会議長 太田孝三	森林法改正による林業者負担諸経費国庫負担の陳情
岩手県の農業は、地理的環境からして、土地の高度利用ならびに農業經營の安定上、畜産を高度に取り入れた有畜総合経営でなければならないが、これがために三十六万四千町歩の牧野を必要とする。しかるに県内牧場の全面的集約化を行つてもなお相当の不足をきたす状況であるから、昭和二十五年	改訂森林法は、林政百年の大計を樹立するものとして喜ばしい法律であり、また林業の国家目的達成のため私有権にいちじるしい制約を加えることもやむを得ないことはあるが、法定諸手続、顧、届等のため年々林業者の負担が増大したこととは、業者の堪え難いところであり、ひいては改訂	森林法改正による林業者負担諸経費国庫負担の陳情	第八五七号 昭和二十七年四月五日受理
置せられたいとの陳情。	法規の完全実施に障害を招く虞れがあるから、政府は新に林業者の負担ととなるべき諸経費を国庫負担とするよう措		

第八九四号 昭和二十七年四月八日
受理

地方競馬の民営移管反対に関する陳情
陳情者 兵庫県知事 岸田幸雄

第八九四号	昭和二十七年四月八日
受理	地方競馬の民営移管反対に関する陳情
第八七四号	昭和二十七年四月五日
受理	陳情者 兵庫県知事 岸田幸雄
和歌山県紀伊村地内国有林拂下げに關する陳情	一昨年来地方競馬民営移管の問題が台頭し、これの阻止についてはしばしば盡力を願つてきたのであるが、最近いよいよ具體化しようとする勢力から

陳情者 和歌山県海草郡紀伊村
が、地方財政に重大な役割を果してい

請願者 岩手県議会議長 村上

長平田重一外一名
和歌山県海草郡紀伊村は米麦農業によ
る競馬が民營に移管され、または現在
公営競馬の外に、民營の地方競馬に企

紹介議員 川村 順平
農林委員会会議録第二十五号 昭和二十七年四月二十二日【参議院】

る純農村であるが、當農の大要素である農用林不足のため、採草地も狹少の入するような法案は絶対に成立しないよう取り計らわれたいとの陳情。

昭和二十七年四月三十日印刷

昭和二十七年五月一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所